

## 水道料金算定例(家庭用)

(使用水量 20m<sup>3</sup>/月 メーター口径 13mmの例)

上水道料金計算式

(基本料金+(超過料金)+メーター使用料)×消費税

改定前

(550円+(550円+1,250円)+220円)×1.08  
=2,775円

改定後

(630円+(630円+1,430円)+250円)×1.08  
=3,175円

下水道料金計算式

(基本料金+(超過料金))×消費税

改定後

(630円+(630円+1,430円))×1.08  
=2,905円

## 改定の概要

- 上下水道使用料、メーター使用料とも、概ね14%引き上げる。
- 端数処理について、「5円未満切り捨て、5円以上10円未満は5円」であったものを、1円未満切り捨てとする。

## 改定時期

- 6月1日から

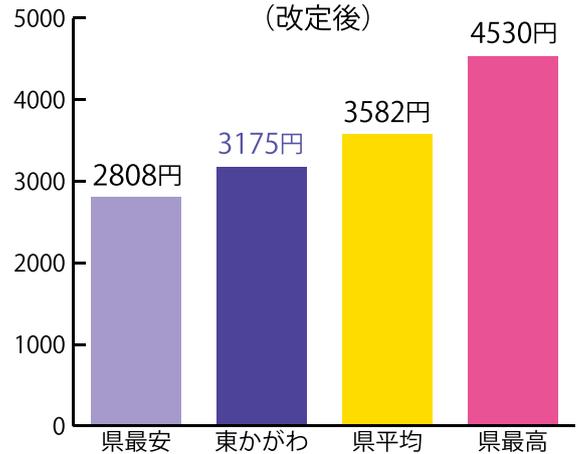
(6月使用分・7月分水道料金)

【問合せ先】

事業部上下水道課  
Tel 26-1304

県内家庭用水道料金 (20m<sup>3</sup>/月)

(改定後)



## 上水道使用料

用途別	基本料金		超過料金 (1 m <sup>3</sup> 毎)	
	基本水量	改定後	超過水量	改定後
家庭用	5 m <sup>3</sup> まで	630円	5 m <sup>3</sup> を超え10m <sup>3</sup> まで	126円
			10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	143円
			20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	161円
			30m <sup>3</sup> を超えるもの	173円
事業用	20m <sup>3</sup> まで	2,520円	20m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	223円
			50m <sup>3</sup> を超えるもの	233円
	300m <sup>3</sup> まで	37,800円	300m <sup>3</sup> を超えるもの	180円
	5,000m <sup>3</sup> まで	630,000円	5,000m <sup>3</sup> を超えるもの	173円
事務所用	10m <sup>3</sup> まで	1,260円	10m <sup>3</sup> を超えるもの	195円
官公庁用	50m <sup>3</sup> まで	7,560円	50m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> まで	195円
			1,000m <sup>3</sup> を超えるもの	215円
自治会、集会所用	5 m <sup>3</sup> まで	380円	5 m <sup>3</sup> を超えるもの	180円
船舶用	—	—	—	390円
臨時用	—	—	—	390円
休止用	—	—	—	390円

## メーター使用料 (1個/月)

メーター口径	改定後
13mm	250円
20mm	380円
25mm	500円
30mm	630円
40mm	1,250円
50mm	3,150円
75mm	5,000円
100mm	10,000円
150mm	20,000円

## 下水道使用料

	基本料金		改定後	
	基本水量	改定後	超過料金 (1 m <sup>3</sup> 毎)	改定後
一般汚水	5 m <sup>3</sup> まで	630円	5 m <sup>3</sup> を超え10m <sup>3</sup> まで	126円
			10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	143円
			20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	161円
			30m <sup>3</sup> を超えるもの	173円